

# 勝山市農業委員会 議 事 録

平成29年11月27日

勝山市農業委員会

## 勝山市農業委員会 11月定例農業委員会

1. 開催日時 平成29年11月27日(月)午後1時30分から2時30分

2. 開催場所 勝山市役所 3階 第1会議室

3. 出席委員(18人)

会長	1番	松村	勘兵衛
会長職務代理者	2番	中村	栄治
委員	3番	松山	隆重
	4番	久保	晴空
	5番	鈴木	佐智江
	6番	齋藤	ひと美
	7番	牧野	元恵
	8番	山内	百合子
	9番	但川	よし子
	10番	辻	総一郎
	11番	北山	謙治
	12番	吉川	豊
	13番	大谷	健一
	14番	下牧	一郎
	15番	加藤	駒幸
	16番	吉田	新一
	17番	山口	拓雄
	18番	前田	壽夫

4. 欠席委員(0人)

5. 審議内容・結果

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請認定について

議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請にかかる意見送付について

議案第32号 現況証明願いについて

- (報告事項)
- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - ・農地法第18条第6項の規定による通知について
  - ・農地の転用事実に関する照会の回答について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	坂井	茂敏
主幹	黒瀬	しのぶ
主任	中川	洋子

## 7. 会議の概要

- 事務局 ただいまから11月定例農業委員会を開催いたします。
- 事務局 本日の会議ですが、7番、6番は、所用のため遅刻する旨の届出がありました。それでは、会長よりごあいさつを申し上げます。
- 会長 (あいさつ省略)
- 事務局 ありがとうございました。  
これからは会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いします。
- 議長 これより本日の会議に入ります。  
まず、事務局より11月分の経過報告を申し上げます。
- 事務局 (説明省略)
- 議長 事務局からの報告はお聞きのとおりです。  
なにかご意見、ご質問はありませんか。
- 議長 無いようですので、次に本日の会議録署名委員ですが、8番、9番の両名をお願いします。
- 議長 これより議事に入ります。日程第1 議案第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請認定についてを議案とします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (説明省略)
- 議長 これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。
- 職務代理 いま事務局からほとんど説明がありました。1番については3pの項目、ブロックの残骸がありますが、一応草刈りなどの保守がしてあり、右端に木が入っており、●●さんの裏庭と北側ですが屋敷の石垣になります。6pの写真で住宅地図を見ると1pの真ん中一番下に書いてある隅っこが丁度堀名のバス停で広域農道に入ります。バス停からちょっと入って堀名に入る道ですが、その田んぼは2区間くらいの大きさで、当初耕地整備した後、分筆されたと思います。畔をきってその分筆部分をそれぞれが所有した。当該の2番ですが、その横を●●さんが所有されているという事です。もう一つは真ん中ほどですが、●●さん不幸なことに、お父さんが事故で亡くなられて、子供さんが遺産相続されてもうできないという事で今回の申請となっております。基盤整備した農地でございます。地面の絵図は6pです。先ほどのバス停に近いのはその下の図面になります。という事で3条調査書を含めまして5反歩以上作っておられます。家族経営でやっておられるという事で問題ないと思います。

議長 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。  
それでは、審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

4 番 譲受人の状況のところ、棒（斜線）が引っ張ってあるのはどういう事？

事務局 その項目に適応がないので…

4 番 そんなことない。農地法第3条で審査基準の中に、転貸とか貸付地とか借受地がどうなっているかというのは審査基準の判断基準にあるわけだから、ゼロならゼロ有なら有という表示をしないといけない。すべて人に貸していたり、生産組織に利用権設定していたり、3条の許可認定の時に問題になる。この3条の許可については問題ないと思うけど、審査書類上では基準に適応した表示が大事。3条は許可でしょう。許可に認定とはどういう事？何を認定するの？許可をするかしないか、農地法上の申請書の様式、変わっていないんでしょ？農地法第3条規定による許可申請書は変わっていないでしょ。認定という言葉はどこにも出てこない。申請の通り許可する、だから認定はいらないのでは？大事なこと。行政権限の委員ですから、それぞれが行政権限を含め何を認定するのか。これは改めたらいいと思いますし、今回の事案ではしっかり現地確認で調べられたのでそれ以外の問題では3条には…。いろんな組織があって、そこに自分または人からもらった田んぼを利用権設定をしているのであれば、それはそれで3条ではなく農業経営基盤促進法の18条でやる手法を考えなければいけない二面性があるので問題ないと思います。ただ審査書類としては不適切まではいかないけど注意した方がよろしいのではないかと思います。

議長 これより、議案第30号について採決いたします。  
議案第30号は、原案のとおり承認することに意義ありませんか。  
(異議なし)

議長 無いようですので、議案第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請認定については原案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第2 議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請にかかる意見送付についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 (説明省略)

議長 これについては、1番から順に現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

8 番 1番、車庫の増設という事で、工場専用地域であり現在は山林地。工場と工場の間であり農地の出入りには難しいかなと。●●さんの今の車庫の続きなので問題はないかと思います。

職務代理 2番、ページは11.12.13になります。●●さんの息子さんが帰ってきて、申請地は農舎でした。という事で許可を受け次第、家を建てて中に駐車場をつくるという事で、特に問題あり

ません。

3 番 3 番 4 番ですが、滝波町 2 丁目の都市計画用途でちゃんと設置されていて問題はないと思います。

議長 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。  
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？

10 番 1 番の図面にある 33 番というのは、道路ではないのですね？田んぼのままなっているんですよ。

事務局 33 番については、もともと赤道とかだったものを、払い下げされて地番を作って、皿沢さんが取得なさったものになります。大きい道路につきましては 8 ページの公図上の北側から 2-4、3-4、3-5、6-3、6-4、7-3、7-4 があります。

4 番 5 条は権利の移転はややこしいけど、2 番目、第 1 種農地だったら転用できないのでは？だから転用せずに田んぼのまま入れたらいい。県に内申するときに、第 1 種農地は 4 条第 2 項の転用不可、よほど公共とかなない限り。賃借権にしても特に所有権の移転は 3 条の条件を満たした人がそれぞれの要件で以って、5 条で以ってその農地の規制をうけない・隙間を潜り抜ける手法。基本的には農地であることは間違いないから、農業委員会にかけてくるのであって、現況証明にもあるが転用可能なのか？

事務局 第 1 種農地というのについて許可基準が決まっていまして、次の例外規定に該当する場合を除いて許可できないという原則。その要件の中で。住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置するものについては例外という事で許可ができるとなっています。

4 番 ただなぜ第 1 種なのか？

事務局 要件としまして、良好な営農条件を備えている農地としておおむね 10 ha 以上申請地の北側部分です。

4 番 原則として第 4 条第 2 項による第 1 種農用地については、原則転用は不可だが、条件整備するためにはまず第 1 種農用地を外さないといけない。

事務局 農振地域内の農用地区域外です。

4 番 では第 1 種ではない。第 1 種でだめだと言っているやつを整理しないで

事務局 第 1 種農地でも農用地区域外であることはあり得ます。

4 番 知事が許可して優先権で農業委員会の権限を以ってやるけど、賃借権、使用貸借についても同じ、所有権以外の権限を持っているものについての農地を整理というのがいまいち理解できないのだが、5条第2項以降にいろいろ書いてあって、運用通達のなかにあるが転用は考えられない。この議案書をもてもう少し勉強してくればよかったが、地目変更せずにこのまま農地法適応する前に、地目変更すべきなのではないかな。事務手順はどうなっているのか。

3 番 そこに書いてある、第1種農地だけど例外としていくつか書いてあるのでしょ？その項目に当てはまるのでしょ？

4 番 田んぼのままでは建てられない。その手続きは今言ったようにこれに該当するから、5条だけをやって所有権を移転したあるいは賃借権を移転したから農業委員会が認可する。

13 番 5条第1項は転用も含めて許可申請ではないの？4条でなく5条にしたのはそういう事でしょう？5条だったら転用して住宅を建てるという、そのための5条第1項ではないの？例外があって、それに該当するなら問題はないのでは？転用するなら4条で申請するのだが、4条だと逆に認められない話になる。そういう法律があるのだから問題ないのでは？転用してやるのなら4条で申請しないといけなくなる。それをしないで一発で申請できる5条第1項というのがあるのだから。例外規定にも該当しますし、問題ないと思います。

議長 それでいいと思います。

議長 これより、議案第31号について採決いたします。  
議案第31号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。  
(異議なし)

議長 無いようですので、議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請にかかる意見送付については、原案のとおり承認することに決しました。

議長 続きまして、日程第3 議案第32号 現況証明願いについてを議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 (説明省略)

議長 こちらにつきましては、1番から順に現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

8 番 1番は、●●●●さん。23p.24p。工場の後ろの方が、細長いところがあるが、そこではないのですが、そこは物置になっています。農地としては認められないという事で、12-1のところは倉庫が建っているということで、現況証明願いをお願いします。

3 番 2番3番は事業を拡大してその都度建物を建てたのでしょうけど、地目はそのままであった

という事に思います。新たに地目変更をしたいという事です。

職務代理 4.5.6番は、昭和30年荒土中学校 そのあと一度製材所が使用し、その後●●●ができました。現地確認しましたが、郵便局の前の●●さんの家の前の通りの一部、それから32pの曲がったところに駐車場があってまだ残っていた。あとは北側の奥ですが、農地と団地への敷地に段差があってその一部がかかっている、司法書士が測量して杭打ちして分筆登記したあとが残ってありました。それを整理したいという事で最後の申請になると思いますが、お願いします。

議長 現地確認については以上ですが、これから審議したいと思います。なにかご質問、ご意見等ございますか。

4番 ここはほとんど●●●でしょ。これで申請はおわりか？何度も出ているが。

職務代理 去年もあった。建物の中で。たぶん今〇〇さんも調べてもうないのでは無いかなど。農業委員がそこまではいるわけにもいかないし。

4番 行政指導として当然現況証明も違反でしょ？本来なら買わされて20年になったから、訂正できるので時代錯誤もいいところ。本来なら無断転用で現況回復させて非を全部あなたたちでしなさいというふうな事案なんですけど、そんなことは今の時代に合わないから、承認する。一度あの辺を整理されては？

職務代理 去年、野向の小学校の敷地の地目変更もありましたけど、29年度に入って20年前にさかのぼって違法転用したやつは、一応他の農業委員会がそのような事例が増えてきたので、この場で決議しまして、現況見て認めてなるべく宅地や雑種地にしてもらった方がいいと思いますので。

官地部分といいますと、私の地元だと農協と中学校まだほとんど宅地のままです。大きな問題は賃借権が10年も20年も、昔は50年だったのですが、昭和50年同じ頃には北部中学校が当時の市長との間で田んぼにして返す契約が入っている。なかなか地目変更が話持って行っても進まない。公共用地はほとんどそう。

4番 市役所という一つの行政がサボタージュしているのが多い。個人的には無断転用レベル。

職務代理 公図は直らないし賃貸借だけでしょ。

4番 昔市町村合併があった時ちやがちやがになった。そんなこと言っている場合じゃない。いけば、赤緑黄色の整理と合わせて市役所の行政問題に努力してもらわないと、せっかく20年になった値打ち・メリットがない。

議長 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。

それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

議長

これより、議案第32号について採決いたします。

議案第32号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(異議なし)

議長

無いようですので、議案第32号 現況証明願いについては、原案のとおり承認することに決しました。

議長

次に報告事項に入ります。農地法第3条の3第1項の規定による届出に付いて事務局より報告を願います。

事務局

(説明省略)

議長

このことについて何かありますか。

(なし)

議長

次に農地の転用事実の照会の回答について事務局より報告願います。

事務局

(説明省略)

議長

このことについて何かありますか。

それではその他に入ります。

議会、農業協同組合、土地改良区より報告がありましたらお願いします。

(なし)

議長

次回の定例農業委員会の開催について、事務局より説明を願います。

事務局

今回は、12月25日(月)午後1時30分からの開催となります。

議長

11月定例農業委員会の議事などがすべて終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理者が申し上げます。

職務代理

慎重審議ありがとうございました。